

信託受託した不動産に対するFIT 非化石証書購入サービスの開始について ～不動産投資市場における脱炭素化に向けた取り組みをサポート～

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭、以下「当行」)は、このたび、信託受託した不動産の脱炭素化に向けて、FIT 非化石証書(※1)を購入するサービスを開始しました。

国際的な脱炭素化の必要性から、日本では2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指し、不動産業界を含む各産業界において様々な取り組みを検討・推進している状況にあります。

当サービスは、不動産管理処分信託(※2)の受託者たる当行が受益者である不動産投資家の要請に従い、仲介事業者を通じて再エネ価値取引市場からFIT 非化石証書を購入するものです。当行が非化石証書を購入することで、信託受託した不動産が使用する電力を実質的にCO2フリーまたは再生可能エネルギー由来の電力にすることができ、同不動産の脱炭素化を進めることが可能となります。気候変動についての情報開示のイニシアティブであるRE100(※3)等への対応も可能となり、不動産業界および受益者のみならず、各入居テナントの脱炭素化・カーボンニュートラル実現への取り組みをサポートできるものと考えています。

また、当サービスは、不動産管理処分信託の受託者たる当行が締結している電力契約を変更することなく、脱炭素化を進めることができるため、早期に再生可能エネルギーの導入を志向する受益者やテナントからの要望に応えることが可能となります。

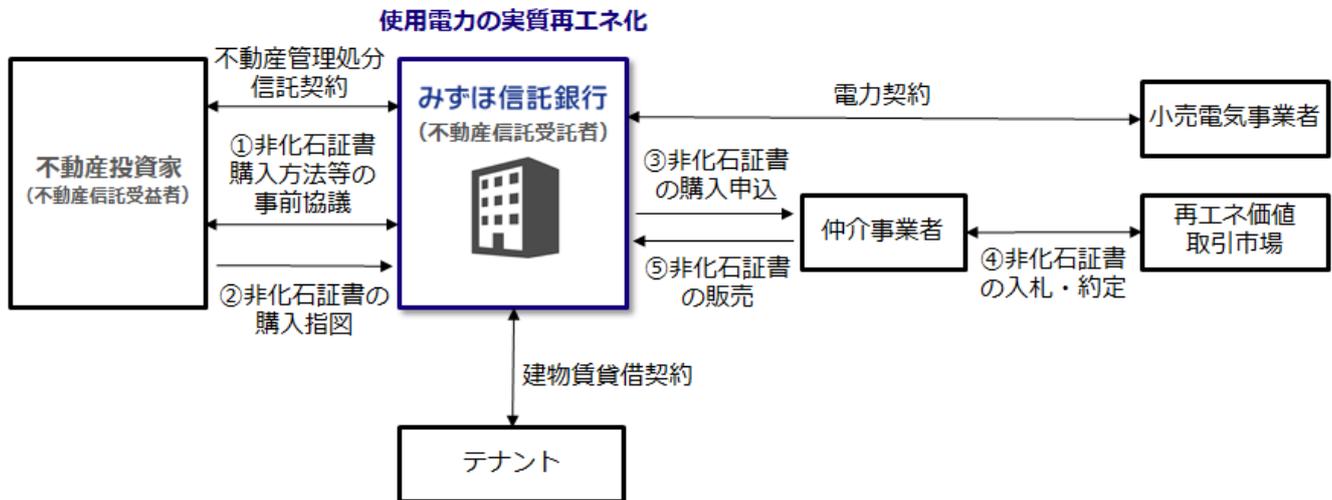
そのため、本件取り組みは、不動産管理処分信託の主たる受益者である投資家が形成する不動産投資市場、および日本全体の脱炭素化の促進に寄与するものと考えています。

〈みずほ〉は、気候変動対応や脱炭素社会への移行など、持続可能な社会の実現に向けた取り組み(サステナビリティアクション)を強化しています。

当行では、仲介・信託・投資助言・ファイナンス・コンサルティングなど、フルラインでの不動産機能を活かし、今後もお客さまが直面する社会的な課題に対し、総合的なソリューション提供に取り組むことを通じて、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

【参考】

■信託不動産の FIT 非化石証書購入サービスの概要



※1 FIT 非化石証書

FIT(固定価格買取制度)の適用を受ける太陽光、風力、小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー由来の証書。

※2 不動産管理処分信託

委託者が信託契約を締結する等の方法により信託銀行(受託者)に不動産を信託し、受託者は委託者の定めた目的にしたがって不動産の管理・処分その他必要な行為をすることをいう。REIT等に活用されるスキーム。

※3 RE100(アールイー100)

「Renewable Energy 100%」の略称で、企業が事業で使用する電気を100%再生可能エネルギーで調達することを目標とする国際的なイニシアティブ(枠組み)。2014年から国際的環境NGOのクライメイト・グループが主催。日本では日本気候リーダーズ・パートナーシップ(JCLP)が地域パートナーとして、企業の参加を支援。

以上